

福祉自動車貸出規程

(目的)

第1条 この規程は善通寺市に居住する高齢者、又は障害者(以下「要援護者」という。)に対して、社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会(以下「社協」という。)の所有する福祉自動車(以下「自動車」という。)を貸出し、自立生活や社会参加を支援することを目的とする。

(貸出)

第2条 自動車は、外出困難な要援護者に対し、次に該当する場合に貸出すものとする。

- (1) 通院、入退院、買物等に使用する場合。
- (2) 研修及びグループ活動等に参加する場合。
- (3) 前号に掲げるもののほか、会長が認めた場合。

(貸出対象者)

第3条 自動車の貸出対象は、要援護者又は要援護者の親族とする。

(貸出期間)

第4条 自動車の貸出期間は、2日以内とする。

(貸出申請)

第5条 自動車の貸出を受けようとする者は、福祉自動車借用書(第1号様式)を会長に提出しなければならない。

(使用料)

第6条 自動車の使用料は無料とする。

(使用者の遵守事項)

第7条 自動車の貸出を受けた者は、次に掲げる事項を遵守して使用しなければならない。

- (1) 使用に当たっては、必ず始業点検を行い常に安全運転を心がけること。
- (2) 貸出を受けた自動車は、借用書に基づき使用するものとしその目的外に使用してはならない。
- (3) 貸出を受けた自動車は、他に転貸してはならない。
- (4) 自動車の運転は備え付けの運行日誌に必要事項を記入しなければならない。

(自動車の返却)

第8条 自動車の貸出を受けた者は、使用后直ちに清掃し終業点検を実施したうえで、すみやかに返却しなければならない。

(事故責任)

第9条 自動車を使用中に起こした事故については、その原因が真にやむを得ない事情等により会長が特に必要と認めた場合を除き、使用者がその責任において処理するものとし、社協は一切の責任及び費用を負わないものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、自動車の貸出に関し必要な事項は別に協議する。

附 則

この規程は、平成10年6月1日より施行する。

特殊車輛貸出事業に関する規程(昭和60年4月1日)は廃止する。

附 則

この規程は、平成13年3月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成14年2月1日より施行する。

福祉自動車貸出規程(内規)

平成14年2月1日作成

この内規は、福祉自動車貸出を円滑に運用する為に定める。

第6条(使用料)について、自動車の使用料は無料とする。但し、使用後は走行距離 100 kmを超える場合は、燃料補充をするものとする。